

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分;a 化学物質)

(取得区分;1 委員会報告情報)

1) 件名

- REACH 規則の新たな SVHC として 1 物質を追加

2) 内容

- 2024 年 6 月 27 日、ECHA は、REACH 規則の新たな SVHC (高懸念物質) として以下の 1 物質の追加について公表した。
 - Bis(α , α -dimethylbenzyl) peroxide
(ジクミルパーオキサイド)
(生殖毒性)
(CAS No. 80-43-3)
- 今回は第 31 次で合計 241 物質になる。
- 主な用途
 - スチレンの重合開始剤
 - PE、EPR、EPDM や合成ゴムの架橋剤、
 - 不飽和ポリエステル樹脂の加熱成形用硬化剤、
 - ポリマーの難燃助剤など

3) SEAJ コメント

- 追加された SVHC を含む製品を扱う製造者や EU の輸入者は、以下の両方の条件に当てはまる場合、ECHA へ届出の義務が 6 か月後から発生します。
 - EU へ輸出する高懸念物質の総重量が年間 1 トンを超えている
 - SVHC が構成成形品に 0.1%以上含まれている
- 2021 年 1 月 5 日以降は、SCIP DB への通知も必要となりました。
- 追加された SVHC の対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

4) 添付情報・資料

- なし

5) 関連情報

- SVHC の URL
<https://echa.europa.eu/candidate-list-table>

6) その他

- なし